

平成26年 9 月22日

魚沼市議会議長 浅 井 守 雄 様

総務委員会

委員長 星 吉 寛

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 9 月 22 日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、地域防災計画（風水害対策編）及び空き家対策について執行部より説明を受け、質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、旧消防本部及び消防署渋川出張所の解体撤去の進捗状況について執行部より説明を受け質疑を行った。

総務委員会会議録

1 審査事件

(1) 請願第8号 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める請願

(2) 議案第86号 市有財産の処分について(旧消防本部車庫棟)

2 調査事件

(3) 所管事務調査について

・地域防災計画(風水害対策編)について

・空き家対策について

(4) 閉会中の所管事務等の調査について

(5) その他

3 日 時 平成26年9月22日 午前10時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 岩井富士夫、大平栄治、高野甲子雄、星吉寛、下村浩延、大屋角政、
星野武男、(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 大平恭児

8 説明員 大平市長、栢沢消防長、小幡総務課長、酒井企画政策課長、
柳沢危機管理室長、吉田危機管理係長

9 書 記 小幡議会事務局長、富永副参事

10 経 過

開 会 (9:56)

星委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。これから
本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審査します。

(1) 請願第8号 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める請願

星委員長 日程第1、請願第8号、消費税増税の中止を求める意見書提出を求める請願を議

題とします。紹介議員であります大平恭児議員に説明を求めます。

大平（恭）議員 請願第8号、消費税増税の中止を求める意見書提出を求める請願について説明をさせていただきます。今回10%引き上げとのことですが、去年も同様の趣旨で上がったと思います。ことし4月より8%で、3%増税ということで市内経済も大きな影響を受けつつあると私は認識しています。この上さらに増税ということになると、市民の安心安全な暮らしにも直結する大きな問題でありますので、是非慎重審議のうえ同意いただくよう求めるものです。加えて言いますと、ことし4月から8%になりましたけれど、1年半の後に10%引き上げというのは、過去に例のない負担増であります。3%から5%に変わって1997年から今日まで14年経過しているわけですが、その間も税収は増えず、国と地方を合わせた税収も増えていません。景気も後退したままです。庶民の暮らしが非常に税負担感が強い中で、さらに追い討ちをかけるような増税については皆さんの暮らしにも直接関わる大きな問題だと思いますので、是非ご検討いただきたいと思います。

星委員長 これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）なければこれで紹介議員に対する質疑を終結します。続いて本件に関し、執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これから請願第8号、消費税増税の中止を求める意見書提出を求める請願を採決します。お諮りします。本件は採択することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって請願第8号は採択すべきものと決定されました。本請願を採択としましたので本会議で採択された場合の意見書、発議について協議します。意見書案の配布をお願いします。（意見書案配付）配布漏れはありませんか。（なし）それでは事務局長から朗読させます。

小幡議会事務局長 （意見書案朗読）

星委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書にご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。本会議で採択されたときは委員長が提出者となり、委員会で発議することに異議ありませんか。（なし）異議なしと認めます。そのように決定されました。しばらくの間休憩します。

休 憩（10：06）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（10：09）

星委員長 休憩を解き会議を再開します。

（2）議案第86号 市有財産の処分について（旧消防本部車庫棟）

星委員長 日程第2、議案第86号、市有財産の処分について（旧消防本部車庫棟）を議題

とします。執行部から補足説明はありませんか。

梶沢消防長　それでは当該処分について 11 日の本会議の場におきまして、議案書に資料添付がないということで、指摘をいただきました。大変申し訳ございませんでした。つきましては、お手元に 2 枚ほど配布させていただきました。この資料について説明をさせていただきます。（資料「車庫棟」、「旧庁舎借地利用状況図」により説明）

星委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

星野委員　これに関連して用地の確認ですが、この前の説明の中では原則的には田んぼに復旧をするということと、またアスファルトのまま残すということがあったわけですが、この図面の中でどこがそのようになるのか説明願います。

梶沢消防長　田んぼにするものは車庫棟の敷地を除くオレンジの部分と緑の部分、そして、駐車場に使用したい旨申し出がありましたので、黄色の部分は、現在アスファルト舗装で、このままの返還になります。

星野委員　現在ある市有地につきましては、どのような形になりますか。

梶沢消防長　市有地が 2 つに分かれていますけれど、左上の部分の水色の部分ですが、これは今現在、訓練棟にしています。その訓練棟を撤去した後は、更地とさせていただきます。そして、右下の三角の部分は、現状のままでアスファルト舗装という形で残します。

星野委員　左上の更地にする訓練棟がある部分なんですけれど、ここにつきましては、乗り入れ道路等はどうなっているのでしょうか。

梶沢消防長　乗り入れ部分は全くありません。

高野委員　土地所有者から現状のまま返還要請があったということで説明がありましたが、これは契約書どおりということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

梶沢消防長　契約では土地に関しては元の状態に復旧するのは困難な場合について、今の状況で返還をできるものとなっていますが、上屋については含まれないものと認識しています。

高野委員　契約的に問題はないという解釈でよろしいですか。後で問題が発生するようなことは無いということでよろしいですか。

梶沢消防長　問題は無いと考えています。

大平（栄）委員　後で問題がないという発言ですが、何か担保とか契約とかはあるんですか。

梶沢消防長　特に交わしていません。

大平（栄）委員　この後どうするかということについてきちんと話をしておりますかということを知りたいのですが。

梶沢消防長　現在においては具体的な内容等は示していません。ですからこれからの話になりまして、返還のときに内容を交わしたいと考えています。

大平（栄）委員　それで大体の話はついているということですか。

梶沢消防長　ついています。

星委員長　しばらくの間休憩します。

休　　憩（10：17）

休憩中に懇談的に意見交換

再開（10：18）

星委員長 休憩を解き会議を再開します。

栢沢消防長 現在の土地の賃貸契約の中には、建物は入っていませんが、これから譲渡できる場合はその契約を交わすということになると思います。

星野委員 先ほどの左上の市有地なんです、この上に細い道のような部分があるわけなんです、これを使っても全く乗り入れはできないのでしょうか。それともこれは道ではないのでしょうか。

栢沢消防長 この部分は車が入るような状況の土地ではありません。

星野委員 いまの土地と右下の土地を含めまして、跡地利用等については現在考えられていますか。

栢沢消防長 現在は考えていません。

星委員長 ほかに質疑ありませんか。（なし）なければこれで質疑を終結します。討論を省略し採決することに異議ありませんか。（なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 86 号について採決をします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第 86 号、市有財産の処分について（旧消防本部車庫棟）は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（３）所管事務調査について

・地域防災計画（風水害対策編）について

星委員長 日程第 3、所管事務調査について議題とします。地域防災計画（風水害対策編）について執行部から説明を求めます。

小幡総務課長 土砂災害の関係については先般も一般質問でお話をして、概略的にはご理解をいただいたものというふうに思っています。本日、総務委員会資料というものを用意しましたので、それについて担当の危機管理室の方から説明をさせます。併せて防災計画の 3 編お配りしてあるのでそちらの方については、また後ほどご覧いただきたいと思います。それでは説明しますのでよろしくお願いします。

吉田危機管理係長 私の方から資料に基づいて地域防災計画（風水害対策編）の中の土砂災害の部分に特化して説明をさせていただきます。（資料「土砂災害の現状について」により説明）

星委員長 それではこれから質疑を行います。質疑はありますか。

大平（栄）委員 このハザードマップがありますけれど、今まではこういったものはなかったんですか。

吉田危機管理係長 今までハザードマップは平成 20 年か 21 年になるんですけど、土砂災害の危険箇所図という形で、全 6 地域に危険箇所部を示したハザードマップというものを

全戸配布をさせていただいています。その後、今回つくったハザードマップというものが土砂災害防止法に基づく区域指定後のハザードマップということで、意味あ的には違うんですが、従前にも周知はしているところです。

大平（栄）委員 前にハザードマップの中で水害が出たときとか、基準がありましたよね。場所によっては堀之内と小出とありますが、そのときどれだけ水位が上がったら、住民に避難勧告するとかあったと思うのですがそれは何年前にできたんですか。

吉田危機管理係長 洪水ハザードマップの非難勧告等の基準となる氾濫水位がありますけれど、それは従前から市の方で基準を定めてその後いろいろ見直しというのはありましたけれど、それぞれの河川の観測所がありますが、そこの中での1つの基準とする判断水位、それに基づく従前から避難勧告の判断基準というものは定めています。

大平委員 あったにも関わらず避難指示とかが遅れましたよね。避難勧告が出ていて、水位が上がって本当は指示を出さなければならぬんだけど出さなかった。朝になって指示を出して、5時間遅れて出したとかとなったんですが、そのときいろいろ聞いたんですが、皆さん総務課で待機していたということなんです、今後そのようなことがないようにしてもらいたいというか、しっかりやってもらいたいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

星委員長 意見として聞かせていただいてそれを踏まえて小幡総務課長の方から答弁を願います。

小幡総務課長 避難指示が5時間遅れたという事実が、どこの時点だか分かりませんが、23年豪雨の教訓を活かして的確に出していきたいというふうに考えています。

星委員長 ほかに質疑はありませんか。

星野委員 資料の2頁目なんですが、危険箇所については市内のほぼ全域において基礎調査が完了し、その内約9割が指定済みとなっています。ほぼ全域ということですが、全域の調査が完了する予定はいつでしょうか。

吉田危機管理係長 資料の5頁目をご覧くださいと思います。こちらが説明会等を開催した履歴ですが、左端の番号の93から104が今後予定されている部分です。再調査については平成26年度中に調査を完了して、恐らく27年度中にその再調査した部分の箇所については指定されるであろうというふうに考えています。その後についてはまだ未定ではありますが、実際に災害が発生した後、必要なときに県の方でまた再調査をするというふうにしていますが、現段階においては26年度で調査完了する予定です。

星野委員 3頁の20から21の間の下倉、雁坂下、中家は、先般の23年豪雨で多大な被害を受けたわけなんです、ここについては延期となっていますが、今後どのような取り扱いになっていますか。

吉田危機管理係長 この部分は実際に再調査を行いまして、4頁目をご覧くださいと思いますが、下倉、雁坂下については39、40、1番上から1、2になりますし、中家の部分も実際に説明が終了したというふうには認識しているんですが、中家についてはまた調べさせていただきたいと思っています。こちらの方は調査が終わったというふうに聞いていますので、こちらの指定する段階での自治会の現状ももしかしたら地区名が変わっている可能性もありますので、その部分も確認させていただきたいと思っています。

大平（栄）委員　この調査のときに、魚沼市の職員が行っていると思うんですけど、どう
いう人が行っているんですか。

吉田危機管理係長　実は調査については実施する主体が新潟県になります。新潟県の方が長
岡にある建設技術センターというところに調査を委託して、それぞれ市内に入ってやって
いるところです。ですので市の方の役割としては、県が行った調査結果に基づき住民へ指
定についての意見を求めること、それと土砂災害のハザードマップを作成して住民への周
知をする。大きくはその2つが役割となりますので、調査については新潟県の方になりま
す。

大平（栄）委員　県の方で調査したら市の方でもしっかり把握する必要があると思いますけ
ど、どうですか。

小幡総務課長　説明会に行くときは土木課と私ども危機管理室と一緒にいきます。現場の把
握については、あくまでも土木課がパトロール等をして、確認してから行くということに
なっています。

星委員長　ここでしばらくの間休憩します。

休　　憩（10：44）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10：46）

星委員長　休憩を解き会議を再開します。ほかにありませんか。

下村委員　魚沼市風水害初動対応マニュアルの25頁にある避難勧告等の対象となる避難す
べき区域ですが、魚野川と破間川だけなんですけど、ほかの川についてはどうなっているの
でしょうか。

吉田危機管理係長　こちらで示しているところが、実際に観測地点が設けられていて、その
観測地点の中で具体的に判断水位となる基準設定がされているところが魚野川と破間川
だけになります。ほかの中小の河川は実際に水位計の設置もされておりませんし、その中
でまた判断する基準となる水位設定というところでも実際に県の管轄になったりするわけ
ですが、県の方でも行っていないので、判断すべき水位、状況というものが、今の中では
設定できない状況です。なので今の中ではこの主要となる二つの河川、魚野川と破間川、
を判断基準にするという形で設定しているということです。

下村委員　例えば守門の西川などはかなり氾濫するし、大原も土砂崩れがあるし、そういう
のは現場を見て避難することになるので、大分遅れるのではないのですか。

柳沢危機管理室長　県の方に西川等の警報を出せるというシステムを要望しています。

岩井委員　土砂災害の現状についての4頁の71番目の山田なんですけど、地すべりがゼロに
なっているんですけど、実は去年私が行ったときに、圃場整備されたU字溝が何年か前から
押されてかなり倒れていました。そこをもう1度点検してもらいたいと思います。多分そ
の山がレッドゾーンになっていて、民家のところまで危険区域になっています。もし場所

が分からないときは私が教えようと思いますが、恐らく雪ではなくて山が動いてU字溝の片側が倒れているという箇所がいくつかありましたので、そこを後で調べていただきたいと思います。

小幡総務課長　　今の表はあくまで地すべり地区に指定されていないゼロということで理解いただきたいと思いますが、今言われた現場については、また後ほど聞かせていただき、現場確認したいと思います。

星野委員　　土砂災害の現状の1ページ目なのですが、魚野川の堀之内観測所においては氾濫注意とか避難判断水位とかがあり、これを最近見たら、その水位計の所にていねいな説明が書いてあって、表示がされていたんですが、これはいつ頃から表示されたんでしょうか。前はなかったような気がしたんですが。

吉田危機管理係長　　恐らく24年度から標識が設置されたと思います。

星野委員　　このことについては私もうっかりしていて、最近気がついたばかりなんですが、これについては特に関係する連合自治会あるいは自治会等に周知はされていますか。

吉田危機管理係長　　特に周知はしていませんが、ただ1度、市報の中でどういった場合避難勧告の基準になるのかという周知をしたときに、その量水標の設置についても恐らく写真をつけて載せた気がしますので、その部分については調べてみたいと思います。ただ自治会等へは設置したことについては特に周知していません。

星野委員　　忘れたりする方もいると思いますし、堀之内なんかは自治会長が1年交代で毎年変わっていますので、本当は土手に上がって見に行くというのは危険なのかもしれませんが、判断の大きな目安になると思いますので、自治会長等には時期を見て周知していただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

小幡総務課長　　そのように今後計画をさせていただきたいと思います。

星委員長　　ほかにありませんか。なければこれで質疑を終わります。本件については本日は以上としたいと思います。しばらくの間休憩に入ります。

休　　憩（10：53）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（11：03）

星委員長　　休憩前に引き続き会議を再開します。

・空き家対策について

星委員長　　次に空き家対策について、執行部から説明を求めます。

酒井企画政策課長　　（資料「空き家対策の現状と課題」により説明）

星委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

高野委員　　魚沼市においては除雪に対する部分が一番課題になると思いますけれど、この辺

は法律的な保護がないために財政的にも苦勞するんだらうと思いますが、その辺の補助とかそういう部分についての要望みたいなものは関係方面とか県なり国へは上げてありますか。

酒井企画政策課長 制度そのものを改正していただくように要望はしてあります。支援金額どうのこうのではなくて、やっぱり国が責任を持って財源措置をすとか、法改正をすとかということでそれぞれ要望を上げています。

岩井委員 私が聞いたところによると、家を壊した後、更地にすると税金が変わってくるといのが1点と、取り壊す費用に関してもお金がかかるので壊した後も税金面が違いうことで壊せないというような人も中にはいるようなんですが、その辺について市としては何か考えていないでしょうか。

酒井企画政策課長 ほかのところでは、そういう補助金を出しているところもありますが、魚沼市としては、ほかとのバランスも考えて、今は補助の検討はしていません。後、税法上の関係で確かに住宅を壊すと土地の固定資産税が上がることは理解していますので、それも今、国への要望を含めて検討しているところです。

星野委員 最初の頁の方の条例による対応の緊急安全措置の中で、その他の対応で4棟あるいは5棟というのがあるんですが、これはどのようなことをしていますか。

酒井企画政策課長 空き家除雪の対応状況概況調査表の右下のところにあるとおり適正管理の依頼ということであるもの、それから一部通行止めを実施したもの、それから雪庇、落雪危険注意という注意看板を設置したもの、それから除雪の道路幅ということである程度落ちてくるものを想定して道幅を半分にして除雪しなかったとかそういった対応を取っています。

星野委員 その次の頁なんですが、課題の一番上にある相続放棄等に伴う所有者等の不在や音信不通というのがありますが、これが最近かなり出てきているのではないかと思います。相続放棄になった場合にその家の所有者は国になるかと思いますが、その辺はいかがですか。

酒井企画政策課長 最終的にはそうなると思っています。

星野委員 そうであるならば国から責任を持ってやってもらうとか、あるいは例えば最近うちの方でもそういう話がありますが、家屋敷、田んぼまで全部放棄するという話もあって、そうすると家のまわりが荒れたり、また田んぼが荒れたりすると周りの人に非常に迷惑をかけるわけですが、その辺の方策について、なんとか早急に例えば競売にかけるとか、そういうようなことについていかがですか。

酒井企画政策課長 競売については、個人のものを市がするわけにはいかないので、たぶん裁判所経由とかそういった手続きになると思いますが、それについてはまた確認したいと思います。

岩井委員 空き家バンクの活用の件なんですが、今後の課題ということで書いてありますが、尾瀬コンでカップルが何組か誕生したが、そういった人たちに程度のいいとか、いい空き家があったら進めてやるような方向性を取ったらどうかと思うのですが、ただ、そこで問題なのは、今、空き家に対して税金がかかっていると思うので、せめて税金もしくはその家主に対して少くらははお金を払うとかいうような方法で、これは不動産屋との兼

ね合いもあるかわかりませんが、そういった活用する方法もあるかと思うのでぜひ検討していただきたいと思いますがその辺はいかがですか。

酒井企画政策課長　前段として空き家の状況を確認することが一番だと思っていますので、それは続けて行います。あと民間の業者がいるわけですので、そことの関係もありますので、市があまり斡旋業務までできないことになっていますが、その辺はこれからの研究ということで、進めて行きたいと思っています。

大平委員　雪庇が危ない危険箇所への早い対応を考えてもらえないでしょうか。大体見ると分かると思うので。

酒井企画政策課長　所有者が分かる場合には当然確認しながら早めに対応させていただきましますし、所有者不在の場合には地元区長さんと連携し、状況をこまめに確認しながら、対応していきたいと思っています。ただその判断基準は非常に難しい面がありますので、その辺は理解いただきたいと思っています。

大屋委員　課題のところで先ほど星野委員から質疑がありましたけれど、実際に相続放棄をして所有者がいない家というのは、魚沼市にありますか。

酒井企画政策課長　全部調べたわけではありませんが、実際対応した中ではありました。

大屋議員　そうするとそれは国の所有ということになっているわけでしょうか。

酒井企画政策課長　細かい流れまで理解をしていないんですが、空き地になったからすぐ国にいくということではなくて、利害関係者とか含めて、いろいろな手続きがあつてからなるというようなことですので、単純に国の所有になるということではありません。

大屋委員　それと相続放棄も含めた形で所有者が不在というか、分からないというのは、固定資産税は滞納になっていませんか。

酒井企画政策課長　なっていると思います。

大屋委員　空き家対策というのは税の問題も含めて、解決していかなければならない問題でもあると思うのですが、その部分も含めて検討していただければと思います。

酒井企画政策課長　税の方の関係としますと、こちらの方としては、建物を壊すと固定資産税が上がるとか、もう少しクリアできないとか含めて、まず国の方に正式な要望をするのが1番だと思っています。その後の税徴収につきましては、私が今はわかりませんけれど、こちらとしてはそういう形で要望等を進めていかなければと思っています。

星委員長　ほかにありませんか。なければこれで質疑を終わります。本件については、本日は以上としたいと思います。

（４）閉会中の所管事務等の調査について

星委員長　日程第４、閉会中の所管事務調査について議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中の所管事務等の調査を行うことについて議長宛申し出たいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定しました。

（５）その他

星委員長 日程第5、その他を議題とします。執行部から報告事項等はありませんか。

栢沢消防長 先ほどの市有財産の処分に関連がありますので、現在の旧消防本部、消防署渋川出張所の解体撤去の進捗状況について説明させていただきます。(資料「平成26年度消防庁舎建設事業進捗状況」により説明)

星委員長 ただいまの報告について、皆さんから質疑はありませんか。

星野委員 車庫棟なんですが、先ほど可決されたわけですが、当然これが今後、本会議で可決されれば、その分の撤去はするかと思いますが、そうするとこの9180万円の中からその分が670万円くらいという話でしたが、その分が減るということではよろしいでしょうか。

栢沢消防長 単純にいけば減るかと思いますが。そのほか変更があればまた変わってくるかと思えます。

星野委員 外溝の中で敷地復旧というのが残っているわけなんです、これが田んぼに復旧するという意味ではよろしいでしょうか。

栢沢消防長 そのとおりです。

星委員長 ほかに執行部から報告事項はありませんか。(ありません) 委員の皆さんから、意見、協議事項等はありませんか。(なし) ここでしばらくの間休憩します。(執行部退席)

休 憩 (11:26)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (12:06)

星委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。その他、委員の皆さんから、意見・協議事項等はありませんか。(なし) 本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思いますが、異議ありませんか。(異議なし) 本日の総務委員会はこれで閉会とします。

閉 会 (12:07)